## 公社等外郭団体の改革方針(案)

団体名	(社福)千葉県社会福祉事業団			ব	所管所属	名	健康福祉部障害福祉課		
事	千葉県と密接な連携を保ちつつ、県社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向 上と増進に寄与することを目的として社会福祉事業を行う。								
事業内容	・更生園(知的障害者更生施設)の管理運営業務								
	・養育園 (知的障害児施設 ) の管理運営業務								
	・知的障害者授産施設の経営等								
財務状況	年度(単位:千円)			H18			H19	H20	
	貸	総資産		1,282,521			1,367,936	1,380,969	
	貸借対照表	負債		1,152,075			1,192,526	1,139,150	
		資本		130,446			175,410	241,819	
		累積損益		112,643			156,876	221,678	
	損益計算書	総収入		1,929,686			1,917,585	1,895,608	
		経常損益		53,309			44,964	66,410	
況		当期損益			53,309		44,964	66,410	
		減価償却前当期損益			53,939		45,689	67,405	
		借入金残高			0		0	0	
	県財政支出	委託料		1	1,025,577		1,038,513	1,055,143	
		補助金・負担金			9,447		11,325	487	
		その他	その他		0		0	0	
県関与の必要性団体の必要性	(団体の必要性)								
	事業団は、民間施設では受入れが容易でない処遇困難者の受入れに特化した事業等								
	を展開しており、県の福祉施策を実現する上で必要な団体である。								
	(県関与(人的・財政的)の必要性)								
	県立施設の指定管理者制度導入等により県の関与は縮小しつつあり、将来的には事								
	業団は自主自立する方向であるが、直ちに人的支援を廃止することは事業団の人材面								
	等の理由で不可能である。								
過去の見直し方針	分類		経営改善						
	指定管理者制度により事業団が管理運営している県立施設について、平成18年								
	度に県立施設のあり方検討会を立ち上げて、障害者自立支援法下の県立施設の役割、								
	サービス内容等について検討していく。								
	指定管理期間 5 年後の再募集に向けて、民間法人と競争できるだけの財務体質の								
	強化を図る。								

現在までの取組状況	県立施設のあり方検討会では、検討状況報告書を取りまとめて、第4次千葉県障								
	害者計画に反映させた。								
	・ 更生園は、強度行動障害者の支援にあたって、民間拠点施設との協力体制を構								
	築する。								
	・ 更生園の障害者自立支援法における新体系への移行は、平成22年度を目標に								
	更に検討する。								
	・ 養育園は、セーフティーネット機能を強化する。								
	人件費の圧縮								
	・ 平成18年度より事業団独自給与制度の導入								
	・ 平成19年度より人事考課制度を導入し、冬期賞与から反映させた。また20								
	年度からは定期昇給にも反映させた。								
役職員の状況	常勤役員 14 2名 21 2名 常勤職員 14 280名 21 154名								
	うち県OB [14] 2名 21 0名 うち県OB [14] 0名 21 0名								
	うち県派遣 14 0名 21 1名 うち県派遣 14 7名 21 0名								
課題	・ 知的陪実者再生嫉訟「再生周」の陪実者自立古塔注に其づく嫉訟への移行期限が								
	・ 知的障害者更生施設「更生園」の障害者自立支援法に基づく施設への移行期限が、    平成23年度末となることから、新体系下でのサービス内容等の検討を早急に行う。								
	・ 平成23年度からの県立袖ケ浦福祉センターの指定管理の選定に向かって、更に     運営の効率化ときめ細かい支援サービスの提供が必要である。								
	・ 県立袖ケ浦福祉センター「更生園」で実施している強度行動障害者の支援では、 - 末塚期間を2ヵ年より、障害が改善された利用者を民間施設。移行することを日始								
	支援期間を3ヵ年とし、障害が改善された利用者を民間施設へ移行することを目的     トレスいたが、民間性記念の受け入れ体制が構築されていない。								
	としていたが、民間施設での受け入れ体制が構築されていない。								
今後の改革方針(案)	分類   経営改善								
	1 知的障害者更生施設「更生園」は、平成22年度より障害者自立支援法に基づく								
	サービス提供施設に移行する。								
	2 更なる事業運営の効率化を図るため、平成18年度に導入した事業団独自給与制								
	度の一部見直しと事業団自主事業の展開について検討する。								
	3 強度行動障害のある人への支援にあたっては、袖ケ浦福祉センター「更生園」の								
	みならず、民間施設での受け入れに向けて、その具体的方策を検討する。								